

岩手県告示第420号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和8年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	令和8年10月18日(日)午前10時15分から	盛岡市中央通三丁目10番2号 岩手県立県民生活センター
実地試験	令和8年10月18日(日)午後0時45分から	〃

2 受験手続 受験願書を令和8年8月6日(木)から同月31日(月)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。